社会福祉法人　可愛会

定款細則

(平成 29 年 10 月 31 日理事会決定)

(令和 7 年 10 月28 日理事会改正決定)

令和８年７月１日

社会福祉法人 可愛会 定款細則

第一章　総則

（趣旨）

第 1 条　本細則は、定款第 42 条の規定に基づき、社会福祉法人可愛会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第二章　評議員選任・解任委員会

（目的）

第 2 条　定款第 6 条に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）は、本章に定めるところにより設置、運営等を行う。

（所掌事項）

第 3 条　委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

（委員会の構成等）

第 4 条　委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事 2 名、職員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名とし、理事会が選任する。

2　外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

（委員の任期）

第 5 条　委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

（委員の解任）

第 6 条　委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報　酬）

第 7 条　委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2　委員の報酬額は、法人の「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」の別記 3「評議員選任・解任委員(外部委員)」による。

（招　集）

第 8 条　委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

（招集通知）

第 9 条　委員会の招集通知は、会議の開催日の 1 週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

（議　長）

第 10 条　委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

（評議員の選任）

第 11 条　評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

(1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。

(2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

（評議員の解任）

第 12 条　評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

(1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
(3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

（決　議）
第 13 条　委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

（議事録）
第 14 条　委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。
2　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
(1) 委員会が開催された日時及び場所
(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
(3) 委員会に出席した委員の氏名
(4) 委員会の議長の氏名
3　議事録は、委員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

（事務）
第 15 条　委員会の庶務的事項は法人の事務局において行う。

（補則）
第 16 条　本章に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第 3 章　評議員会

（理事及び監事の出席）
第 17 条　議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない
2　監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
3　法人の職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
4　評議員会は、必要に応じ、前 3 項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は

説明等を聴取することができる。

（評議員会の開催）

第 18 条　評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

（招集の手続）

第 19 条　理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

(1)　評議員会の日時及び場所

(2)　評議員会の目的である事項

(3)　評議員会の議案の概要

2　理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3　前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、薩摩川内市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1)　請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2)　請求があった日から６週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4　前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第 1 項各号に掲げる事項を定めなければならない

（招集の通知）

第 20 条　評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員、議案を説明する理事、監事に通知をしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

第 21 条　評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

（評議員提案権）

第 22 条　評議員が理事長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するとき

は、その請求は、評議員会の日の４週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

２　評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

３　前２項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から３年を経過していない場合は、この限りではない。

（評議員会の決議事項及び決議要件）

第 23 条　定款第 10 条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表１に記載のとおりとする。

２　議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

（決議の省略）

第 24 条　理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告）

第 25 条　理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

（理事等の説明義務）

第 26 条　理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

（ア）　当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

（イ）　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2)　当該事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）

の権利を侵害することとなる場合

(3)　評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4)　前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第 27 条　評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2　議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

(1)　通常の評議員会の事項

①　評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

②　評議員会の議事の経過の要領及びその結果

③　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

④　次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ　監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ　監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ　監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤　評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名

⑥　評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

①　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

②　前号の事項の提案をした者の氏名

③　評議員会の決議があったものとみなされた日

④　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3)　評議員会への報告の省略の場合の事項

①　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

②　評議員会への報告があったものとみなされた日

③　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3　議事録には、議長及び議事録署名人２名が署名（記名押印）をしなければならない。
4　前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
5　前４項により作成した議事録は、当該評議員会の日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第４章　理事会

（理事会の開催）
第 28 条 理事会は、毎会計年度に年４回開催する。→【補足説明】理事長の執行状況報告：定款第１７条第３項（３ケ月に１回以上の理事会報告規定）
2　その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
(5) 前号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

（招集者）
第 29 条　定款 26 条第 1 項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。
(1)　定款 26 条第 2 項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
(2) 前条第 2 項第 3 号および同条第 2 項第 4 号により理事が招集する場合。
(3) 前条第 2 項第 5 号により監事が招集する場合。

（招集の手続き）

第 30 条　理事会を招集する場合は、理事会の日の 1 週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

（議長）

第 31 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2　理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。

（理事会の決議事項）

第 32 条　定款第 25 条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表 2 に記載のとおりとする。

（理事による利益相反取引等の制限）

第 33 条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

(3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2　理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

3　前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（利益相反取引等の報告）

第 34 条　理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（決議方法）

第 35 条　理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、別表２に定める議決数をもって決する。

２　前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

３　議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

（決議の省略）

第 36 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

（報告の省略）

第 37 条　理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

（監事の出席）

第 38 条　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

２　議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常の理事会の事項

①　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

②　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア　理事の請求を受けて招集されたもの

イ　理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの

ウ　監事の請求を受けて招集されたもの

エ　監事が招集したもの

③　理事会の議事の経過の要領及びその結果

④　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

⑤　次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

ウ 理事会で述べられた監事の意見

⑥　理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名

⑦　議長の氏名

(2)　理事会の決議の省略の場合の事項

①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

②　前号の提案をした理事の氏名

③　理事会の決議があったものとみなされた日

④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3)　理事会への報告の省略の場合の事項

①　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

②　理事会への報告を要しないものとされた日

③　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3　議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。

4　理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。

5　理事会の議事録等は、当該理事会の日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章　理事長等の執行権限

（理事長等の専決事項等）

第 40 条　定款第 25 条の定める理事長の専決事項及び施設長等（施設長等：今村クリニック（障害者デイサービスセンターを含む）は今村クリニック事務長、亀山苑は苑長、グリーンライフ川内は施設長、その他の事業所は、今村クリニック事務長とする。）が執行する業務は、別表３及び別表４に記載のとおりとする。

第６章　監事

（監事の選任議案）

第 41 条　理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（調査及び差止め請求）

第 42 条　監事は､理事が評議員会に提出しようとする議案､書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

２　監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（理事会への報告）

第 43 条　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第７章　その他

（秘密の保持）

第 44 条　法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改正）

第 45 条　本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付　則

1　この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和 7 年 11 月 1 日改訂　第 40 条改正

3　令和８年　7 月 1 日改訂　第 40 条改正（文言の整理）